

		事業年度等	：	：	法人名			
法人税額の計算								
恒久的施設帰属所得に係る所得の金額に係る法人税額の計算等	法人税額の計算	(1)のうち中小法人等の年800万円相当額以下の金額((1)と800万円× $\frac{1}{12}$ のうち少ない金額)	43	000	その他の国内源泉所得に係る所得の金額に係る法人税額の計	(12)のうち中小法人等の年800万円相当額以下の金額((12)と800万円× $\frac{1}{12}$ のうち少ない金額)	52	000
		その他の所得金額(1)-(43)	44	000		その他の所得金額(12)-(52)	53	000
		(43)の15%、17%又は19%相当額	45			(52)の15%、17%又は19%相当額	54	
		(44)の23.2%相当額	46			(53)の23.2%相当額	55	
		所得税の額(別表六(一)「6の③」)	47			所得税の額(別表六(一)「6の③」)	56	
	控除税額の計	外国税額(別表六の二「15」)	48		その他の国内源泉所得に係る法人税額から控除した金額(18)	57		
		計(47)+(48)	49		その他の国内源泉所得に係る法人税額から控除しきれなかった金額(56)-(57)	58		
		恒久的施設帰属所得に係る法人税額から控除した金額(8)	50					
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>「43」及び「52」欄</p> <p>中小企業者等の法人税率の特例を適用している場合</p> <p>① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の3の2第1項の表の第1号」</p> <p>② 「区分番号」欄：「00380」</p> <p>③ 「適用額」欄：「43」又は「52」欄の合計金額</p> <p>(注) 1 別表一の二「1」欄が「0」又はマイナス、かつ、「12」欄が「0」又はマイナスの場合は、適用額明細書に記載しないでください。</p> <p>2 適用額は、「43」又は「52」欄それぞれ年800万円が上限となります。</p> <p>3 適用額は、「43」又は「52」欄のとおり、千円未満を切り捨てた金額を記載してください。</p> </div>								
課税標準法人税額(34)	62	000	(62)の10.3%相当額	63				
この申告が修正申告である場合の計算								
この申告前の確定地方法人税額	64		この申告前の欠損金の繰戻しによる還付金額	66				
この申告前の中間還付額	65		この申告により納付すべき地方法人税額((40)-(64)若しくは((40)+(65)+(66))又は(((65)-(41))+((66)-(41)の外書)))	67		00		

別表一の二次葉 令七・四・一以後終了事業年度等分